

みなぎ台北自治会規約

【平成 07 年 12 月 03 日 施行】

改正 平成 09 年 04 月 13 日 平成 16 年 01 月 18 日
平成 10 年 04 月 05 日 平成 18 年 01 月 15 日
平成 11 年 03 月 28 日 平成 19 年 01 月 15 日
平成 12 年 04 月 02 日 平成 21 年 04 月 05 日
平成 13 年 01 月 04 日 平成 27 年 04 月 05 日
平成 15 年 01 月 19 日 令和 07 年 03 月 30 日

(前文)

私たち、みなぎ台の住居者は親睦と住み良い環境を作る事を目的として、ここにみなぎ台北自治会規約を定め、みなぎ台北自治会は、会員の思想・政治・信教の自由及び信条等により差別されないことはもとより、少数意見の尊重など自主・民主・公開の三原則を基本理念として運営される。

第一章 総 則

(名称)

第 1 条 この会はみなぎ台北自治会（以下「本会」という）と称し、その事務局をみなぎ台北自治会に置く。

(構成)

第 2 条 本会は、みなぎ台 1 丁目 1 番地～12 番地及び 31 番地の全入居者をもって構成する。

(目的)

第 3 条 本会は、会員相互の親睦を図り、清潔で明るい住み良い地域社会づくりを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成する為に、次に挙げる事業を行う。

- ①会員相互の親睦に関すること
- ②教育、文化及び体育の振興に関すること
- ③防火、防犯、防災及び交通安全に関すること
- ④環境衛生に関すること、年 2 回以上の草刈りの実施
- ⑤健全な地域社会の形成に寄与すること
- ⑥関係諸団体との交渉に関すること
- ⑦北集会所の運営、維持管理に関すること
- ⑧その他、本会の目的に添う事業
- ⑨みなぎ台 CATV 管理組合の運営に理事を出し協力すること

第二章 会 員

(入会)

第 5 条 みなぎ台に入居する日より本会員となる

(退会)

第6条 みなぎ台を転出する日をもって本会を退会するものとし、その旨を速やかに班長を通じて自治会に届けるものとする

第三章 組 織

(班)

第7条 20戸を目安として各番地毎に班を構成し、班長を1名おくものとする

但し、戸数が10戸に満たない区画については近隣の班と併合できるものとする

2. 班長の任期は総会から総会までの1年とし、持ち回り（輪番制）とする

3. 班長に欠員が生じた場合は、原則として役員の判断により次年度の班長を当てることができる

4. 会長を送り出すことになった班に於いては、会長の職務軽減のため予定者を1名繰り上げて班長とする

(役員構成)

第8条 本会は、原則として前条により選出された班長の中から、下記の通り役員を構成する

会長1名

副会長2名

書記2名

会計1名

広報2名

総務1名

監査役1名

(役員の任務)

第9条 前条に定められた役員の任務は、次の通りとする

会長 本会を代表し、これを統括する

副会長 会長を補佐し、会長が任務を遂行できないときは、これを代行する

書記 諸会議の議事録を作成する

会計 出納全般を担当し、総会に於いて報告を行う

広報 情宣、広報（自治会報の回覧、ニュース発行等）を担当する

総務 環境、福祉、体育等の諸事を受け持つ

監査役 会計を監査し、総会に於いてその結果を報告する

(役員の任期)

第10条 前条に定められた役員の任期は、総会から総会までの1年とする。但し、新旧役員の推薦による再選は妨げないものとする

(役員の改選)

第11条 役員の改選は、任期満了に伴い毎年の総会時に行うものとする

但し、会長に限り、班長以外の会員より選出できるものとする

(役員の辞任)

第12条 役員がその任務を継続することが不可能となった時は、役員会の4分の3以上の賛成をもって解任することが出来る

(リコール)

第13条 会員は理由を明示して全会員(1戸につき1名)の過半数の署名を集めた時、当該役員を罷免することができる

(役員の補充)

第14条 役員に欠員が生じた場合は、役員会に於いて補欠役員を選出し、その任期は前任者の残任期間とする

(役員の手当て)

第15条 役員には役員手当てを支給する。なお、役員手当ての支給額については、細則の定めるところとする

(顧問及び嘱託)

第16条 本会に顧問及び嘱託を置くことが出来る

1. 顧問は、会の運営に関する諮問に応じるものとし、会長経験者又は会員内の有識者等の中から議決機関の議を経て会長が委嘱する。任期は役員に準ずる

2. 嘱託は、第4条に掲げる各種業務を遂行するにあたり、議決機関の議を経て会長が委嘱し、会の業務の一部を選任として委嘱することができる。移植できる業務及び任期については細則に定める

第四章 会 議

(会議)

第17条 本会は議決機関として、総会、臨時総会、役員会を置く

(総会)

第18条 総会は、本会の最高議決機関であり、年1回会計年度終了後速やかに会長が召集し、下記の事項について審議・議決するものとする

①事業報告及び決算報告

②新役員の承認

③事業計画及び予算案

④規約の改正

⑤その他、総会で議決を必要とする議案

2. 総会は会員(1戸につき1名)の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立し、議案は出席者の過半数の賛成をもって議決する。なお、可否同数の場合は議長がこれを決定する

3. 議長は、その総会に出席した会員(第10条及び第11条に規定する新旧役員を除く。以下本条において同じ)の中から選任する。

4. 議長は、その総会に出席した会員の中から副議長を指名することが出来る

(臨時総会)

第19条 会長、あるいは監査役が必要と認めた時、または役員の3分の2以上、もしくは会員(1戸につき1名)の3分の2以上の要請があった時は、会長は速やかに臨時総会を招集しなければならない

(役員会)

第20条 役員会は、本会の執行機関であり、具体的な運営方針を決定し実施する為、必要に応じて会長が召集する

2. 役員会の議長は、会長が努める

3. 役員会は、役員の3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、議案は出席者の過半数をもって議決する

(議決権)

第21条 総会及び臨時総会の議決権は、1戸につき1票とする

(議事録の公開)

第22条 会員は必要のある時、議事録の公開を要求することができる

第五章 会 計

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする

(財源)

第24条 本会は会費・寄付金・その他により運営される

(会費)

第25条 本会の会費は、1戸当たり年額6,000円から年額5,000円に改定し、毎年5月に一括納入するものとする

(入退会者の会費)

第26条 入会者は新たに会員となった翌月より会費を納め、退会者が納入した会費は月割りで払い戻すものとする

(臨時費用)

第27条 必要あるときは、役員会の議決により、臨時費用を徴収することができる

(予算及び決算)

第28条 予算は、総会の議決に基づき、役員会がこれを執行する

(会計の公開)

第29条 会員が必要ある時、役員会の承認を得て、会計簿を閲覧できる

第六章 雑 則

(弔慰金)

第30条 弔慰金については、細則の定めるところによる

(出張)

第31条 出張の為の費用は、細則の定めるところによる

(詳細)

第32条 細則は、総会の議決により定める

(自主防災組織の規定)

第33条 第4条第1項第3号に定める防火・防犯・防災に関することは、自主防災組織規約を別途

定める

(規約の解釈)

第 34 条 本規約について解釈上の疑義が生じた時は、役員会の議決を持って決する

(市・官庁関係の役員)

第 35 条 役員は、市及び官庁関係の役員について欠員が生じた場合は自治会会員より役員を選出する

2. 上記役員の任期はその役員任期に準じる

付 則

1. 本規約は、平成 7 年 12 月 3 日から施行する

2. 平成 9 年 4 月 13 日より、第 2 自治会発足に伴う自治会分割により名称をみなぎ台自治会より、みなぎ台 1 丁目自治会と改める

3. 平成 11 年 4 月 1 日より、自治会名称みなぎ台 1 丁目北自治会をみなぎ台北自治会連合みなぎ台北自治会と改める

4. 平成 12 年 4 月 1 日より、自治会名称をみなぎ台自治会連合みなぎ台北自治会よりみなぎ台北自治会と改める

5. 会計年度は、平成 12 年度に限り、4 月 1 日から 12 月 31 日までとする

6. 会計年度は、平成 19 年度に限り、1 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする